

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年7月22日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋	嶋 明 人
同	山	田 正 芳
同	十	河 直

- 1 監査対象部局 危機管理総局
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
消防学校	平成26年4月18日
危機管理課	平成26年5月14日
くらし安全安心課（消費生活センター）	平成26年5月27日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 物品の管理について

前年度に引き続き、自主検査実施後、郵便切手類受払簿（収入印紙）に自主検査の表示がなかった。また、郵便切手類受払簿（はがき、香川県駐車場回数券）について、翌年度への繰越しの処理ができていなかった。（危機管理課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし